

糸島市こどもの権利条例（案）パブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集期間

令和6年6月6日（木）～7月5日（金）

(2) 意見書提出方法

意見書回収箱投函、子育て支援課へ窓口持参・郵送・FAX・メール

(3) 配布資料

- ① 糸島市こどもの権利条例（案）
- ② 糸島市こどもの権利条例逐条解説（案）
- ③ パブリックコメント意見等用紙

(4) 手続の周知方法

- ① 子育て支援課窓口、子育て世代包括支援センターいとハピ、子育て支援センターすくすく・ここにこ・ぼかぼか、各校区コミュニティセンターに配布
- ② 広報誌「いとしま」6月号掲載
- ③ 公式LINE・SNSでの周知
- ④ パブリックコメントと同時に実施した市内小学生（5・6年生）・中学生及び市内高等学校・特別支援学校の保護者に対する通知文書での周知

2 実施結果

提出方法別における件数

	回答人数	回答件数
コミュニティセンター	5	10
メール	6	28
FAX	3	4
窓口	2	5
合計	16	47

3 意見の概要及び取り扱いについて

主な意見としては、「こどもが親しみやすい」、「こどもが理解しやすい」条文であり、作成の過程においてこどもの意見を反映していること、こどもの権利が基本的人権に加え特別な権利があることがわかる内容であることを評価された意見が多かった。また、第6条の「休み、自由に過ごすことができ豊かに育つ権利」については、休む権利を重視する意見とともに、こどもが芸術的・文化的活動等を経験し成長していくことを望む意見が多かった。

要望としては、こどもの権利の相談窓口・救済委員会について、こども自身が相談しやすいよう工夫し設置するよう求める意見があった。また、市や大人の責務・役割の規定について、その確実な履行を望む意見が多く、今後、こどもにやさしいまちづくりの実現のために、実効性ある推進計画の策定及びこどもの権利の周知・啓発活動に、全力で取り組んでいく必要がある。

パブリックコメントでいただいた意見は原則として市の考え方を示した上で、後日市ホームページにおいて公表するとともに、今後の周知・啓発や相談・救済窓口設置の際の参考とする。

糸島市こどもの権利条例（案）に対する意見公募（パブリックコメント）とその対応について

番号	前文・条	ページ	行	条文	意見等	意見に対する考え方
1	前文	1		こどもの権利とは、「こどもの基本的人権」です。すべてのこどもが生まれながらに当たり前にしてよいこと、そして生きていくために絶対に必要な特別な権利です。ゆえに、こどもの権利を行使する際に、こどもには義務も責任も伴いません。一方で、こどもの権利は、おとなの適切な知識と姿勢、働きかけがないと守ることができないため、おとなには、こどもの権利を守る責任があります。	子ども自身が親しみをもてるように配慮されていることがとてもいいと思います。この条例は、子どもたちがどこで目にすることができるのか、また常に意識できるような公表の仕方をするのか気になります。	条例（案）のとおりとします。 なお、条例の周知については、子どもの年齢区分に考慮したリーフレット配布や、出前講座などによる周知啓発を予定しており、市ホームページにおいても逐条解説及びリーフレットを掲載する予定です。
2	前文	1	1～5	世界の子どもたちの特別な権利を守るために児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）が採択され、国内においてもこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」といいます。）が制定されました。そして、これらの理念に基づいて一人ひとりのこどもの権利の保障と糸島市全体で「こどもにやさしいまちづくり」に取り組むため、市民の発意により、本条例の制定が目指されました。市民がこどもの権利の保障を願っていること。それは糸島市における大きな可能性です。 こどもの権利の理解を広めるだけでなく、こどもをはじめ、こどもの育ちにかかわるすべての人たちを、地域全体で支え、共に歩んでいくために、この条例を制定します。 糸島市に住まい、又は集う一人ひとりが当事者になり、こどもにやさしいまちを、こどもと共に目指していきましょう。	「こどもの権利を行使する際に、こどもには義務も責任も伴いません。」と、こどもの権利が、義務を果たさなければ持てないものではなく、「生まれながらに当たり前にしてよいこと、生きていくために絶対に必要な特別な権利」であり、「基本的人権」であることが、まず前文に明記されてあることで、こどもの権利に対する考え方が明確になり、わかりやすくなっていると思いました。 この「こどもの権利は義務や責任とセットではない」、という内容が、【中学生・高校生用】などのこども用リーフレットにも明記されることで、これまで異なった認識をしてきたかもしれない子どもたちにとって、大いに理解の助けとなると思います。	条例（案）のとおりとします。 ご意見については、こどもの権利条例の周知・啓発の際に参考とさせていただきます。
3	前文	1	1～5		子どもに権利を与えるとこどもがわがままになる、権利には責任が生じる、などの誤解が往々にしてあるため、以下の大前提を前文で明示しているのはとてもよいと思いました。「こどもには義務も責任も伴いません」「こどもの権利は、おとなの適切な知識と姿勢、働きかけがないと守ることができないため、おとなには、こどもの権利を守る責任があります」	
4	前文	1	1～5		前文は権利とは何かわかりやすく説明してあってとてもいいと思います。とくに、「こどもの権利を行使する際に、こどもには義務も責任も伴いません。」という箇所が大事だと思いますので、残してもらいたいです。	
5	前文	1	1～5		「こどもの権利とは」から「責任があります」までの5行で、しっかりとこどもの権利について書かれているのがとてもいいと思います。「子どもに権利を与えたらわがままになる」「権利を言う前に義務をはたせ」という考えがまだまだ多い中で、「基本的人権」であること、こどもの権利を守るためにおとなに責任があることがよくわかると思います。	
6	前文	1	1～5		「こどもには義務も責任も伴いません。…おとなには、こどもの権利を守る責任があります。」とても大切なことが明文化されたことに感激しています。	
7	2	2	12	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。 (1) こども 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは通所し、又は市内で活動する18歳未満の人その他心身の発達の過程にある人をいいます。 (2) おとな こどもの育ちにかかわるすべての人たちのうち18歳未満の人その他心身の発達の過程にある人以外の人をいいます。 (3) 保護者 こどもの親権を行う人若しくは未成年後見人又はこどもを養育する人をいいます。 (4) 行政区等 校区、行政区、隣組等の市内の自治組織をいいます。 (5) 事業者等 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で活動する法人や団体をいいます。 (6) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。	「育ち学ぶ施設」について、こども家庭庁でも「こどもが安心して過ごすことのできる場」としてつくっていくことが推進されている「こどもの居場所」についても明確に含まれるような記述にしてほしい。（「その他のこどもが育ち・・・」の記述の前にせめて句読点があるなど）	条例（案）のとおりとします。 条文は、こどもが育ち、学び、活動するという機能を有している施設を幅広く含むものであり、その機能を有するこどもの居場所なども含まれます。そのため、定義に含まれる「こどもの居場所」を個別に記述しません。 句点についても、表記は必要ありません。

糸島市こどもの権利条例（案）に対する意見公募（パブリックコメント）とその対応について

番号	前文・条	ページ	行	条文	意見等	意見に対する考え方
8	4	3	1	(生命、生存及び発達に対する権利) 第4条 こどもは、その命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして自分らしく成長できるよう、あらゆる支援を受けることができます。 2 おとなは、いじめ、あらゆる暴力、虐待、不当な扱い、無視などからこどもを守ります。	命についての記載はありましたが、健康や医療サービスの適切な受診についても記載があつていいのかなと思いましたが、ご検討をお願いします。	条例（案）のとおりとします。 条例では具体的に記述することはしませんが、第4条の逐条解説において、『「あらゆる支援」は、教育・保健・医療・福祉などの支援のことです。』と解説しており、啓発の際周知させていただきます。
9	5	2		(差別されない権利) 第5条 こどもは、自分や自分にかかわりのある人の人種や国籍、皮膚の色、見た目、性のあり方、言語、宗教、考え方、障がい、経済状況、学力、年齢、出生、社会的身分など、いかなる理由でも差別されません。	・差別されない権利について 第5条でこどもは、自分や自分自身にかかわりのある人の人種や国籍、皮膚の色、見た目、性のあり方、言語、宗教、考え方、障害、経済状況、学力、年齢、出生、社会的身分などいかなる理由でも差別されないと書いてありますが、どういう行動、言動が差別に入るのか気になります。自分が気づかぬ内に行っている行動や言動が差別に入っているかもしれないので気になりました。	条例（案）のとおりとします。 「無意識に差別をしているかもしれない」、「差別をしないために学ぶ」ことは、今後、啓発の際周知させていただきます。
10	5	2	2		この2行目の行は賛成しますが私は、1つ付け加えても良いと思いました。1つは、髪型についてです。私としては、短い髪型は男子、長い髪型は女子という決めつけがあるので、差別に繋がるので差別になると思いました。	条例（案）のとおりとします。 髪型についての差別は、第5条の「見た目」に含まれるため、加えないこととします。
11	6	2		(休み、自由に過ごすことができ豊かに育つ権利) 第6条 こどもは、安心して休むことができ、また自由に過ごすことができる時間と環境を持つことができます。	(要約) 地域の公園（神在第五公園）を市で管理してほしい。	条例（案）のとおりとします。 条例（案）に対するご意見でなく、公園を管理する市都市施設課にご意見を伝えさせていただきました。
12	6	2	3	2 こどもは、豊かに育つために、自由に遊び、学び、又は様々な芸術的、文化的、社会的な活動やスポーツなどを行うことができます。 3 おとなは、こどもが安心して休むことができ、自由に過ごすことができる時間と環境を適切かつ平等に確保します。	こどもは学び、‘又は’をこどもは学び、‘および’や‘かつ’でいいのではないかと思います。	条例（案）のとおりとします。 こどもが主体的に選択できるよう、「又は」という記述を採用しており、そのままとします。
13	6	4	3		子どもの意見を反映してつくられたところが良いと思います。この条例が具体的にどのような制度や施策につながるのか、とても興味深いです。特に、2の子どもが豊かに育つための活動が経済的・時間的余裕がないためにむずかしい家庭もあると思うので、市のサポートなどを検討しているのかなど知りたいです。	条例（案）のとおりとします。 ご質問の「市のサポート」については、第14条にあることも施策の推進計画に記載する予定であり、糸島市こども施策推進協議会において検討していくこととなります。
14	7・10	3		(考えを表明し参加できる権利) 第7条 こどもは、すべてのことについて、自分なりの方法で考えを表明することができます。 2 こどもは、ひとりの人間として、こどもにかかわりのあるすべての場に参加することができます。 3 おとなは、こどもが考えをまとめ、表せるよう支援し、そのための時間と環境を確保します。 4 おとなは、こどもが表した考えを、そのこどもの年齢や発達に応じて尊重します。	「言うことをきくよいこ」が求められるがちな現代社会において、こどもは意見を求められてもなかなか言えなかったり、意見を持つことすらあきらめているような現状がある。 非言語な表現も含め、こどもの意見表明のための支援とその時間と環境の確保が取り上げられていることは、このこどもの権利条例が真にこどものためのものになるため欠かせない大切な内容だと思う。 これに対し、第3章おとなの責務・役割、10条保護者の責務2においても「遊び・学び」に「休む」を、又、逐条解説に言及してあるように、「良好な環境」に、「休みや余暇の時間の確保」を具体的に加えた記述にし、その重要性を示してほしい。これに伴い、こども用リーフレット（【中学生・高校生用】など）においても、2. 大人の役割をつとめよう、において、○保護者の部分において、「こどもが安心して遊び、学ぶ事を通じて」の部分に「休む」ことに関する記述を入れることも必要と考える。	条例（案）のとおりとします。 大人の責務として、「休む」を加えることについて、第6条第3項に規定しており、第10条には加えないこととします。
15	7	2	1		考えを表明し参加できる権利について 第7条の1項目でこどもは、すべてのことについて、自分なりの方法で考えをすることができると思いましたが、その項目はとてもいいと思いましたが、なぜかと言うと、人に言われた方法で考えを表してもその表した考えはその子ども自身の考えではなく、その他の人の考えだからです。そんなことが続いってしまうと本当のこどもの考えがなくなってしまうからです。なので、第7条の1項目はとてもいいと思いましたが。	条例（案）のとおりとします。
16	7	3	4		おとなはこどもが考えをまとめ、表わせるよう支援し（略）はおとなはこどもが十分に意見を表明できないので、表せるよう支援し（略）（意見）おとなはこどもが考えをまとめ表せるのかは大きな疑問があるので、逆説になるが文言を変更するべきではと思う。	条例（案）のとおりとします。 こどもの意見表明は、①意見表明 ②意見形成 ③意見表明 ④意見尊重 からなると解しています。このことから、「こどもが考えをまとめ」という記述は重要なことであるため、削除はいたしません。

糸島市こどもの権利条例（案）に対する意見公募（パブリックコメント）とその対応について

番号	前文・条	ページ	行	条文	意見等	意見に対する考え方
17	8	3	2	(子どもにとって最もよいことが第一とされる権利) 第8条 子どもは、自分にかかわりのあるすべてのことについて、何が自分にとって最もよいことかを第一に考えてもらい、説明してもらうことができます。	「何が自分にとって最もよいことかを第一に考えてもらい、説明してもらうことができます」という記述は、「もらい」という表現が重なり、子どもにとって受け身的に感じられる。子どもにとって最もよいことを大人が子どもと一緒に考える過程を鑑み、「第一に考え、説明してもらう」でよいのではないかと思う。	条例（案）のとおりとします。 考え、説明することはいずれも大人が主語になるため、主語を明確にするために、いずれにも「もらい」という表現を使用しています。
18	8	3	2	2 おとなは、子どもに関することを取り決めるときは、子どもそれぞれの個性やちがいを認め、その人格や考えを尊重します。 3 おとなは、子どもが安全な環境で安心して育つために、子どものプライバシーを守ります。	第一に考えてもらい、説明してもらうことができます。もらい、もらうと同じような表現が続き、押しつけめもしくは決めつけられるように感じる。子ども本人も一緒に考えていける一個人であるので、受け身的な表現が気になる。何のための条例なのか、糸島に住む子どもはもちろん市民みんなの条例であるため、まずは条例を知ることが第一です。また、知るために必要な支援は必ず必要です。「啓発を行います」「支援を行います」と変更されることを望みます。	条例（案）のとおりとします。 大人が子どもに対して行う行為のため、「もらい」という表現が最も適当として採用しており、子どもは、大人に「もらう」権利を有していることを規定しています。 なお、子どもの権利条例の周知啓発については、市が主体として実施するもの又は市民が行う啓発活動等の支援するものとして第15条に規定しています。
19	8	3	2		第1項の「…第一に大人に考えてもらい、説明してもらうことができます。」の誰に考えてもらうのかを明確にしたほうが子どもに理解しやすいと思う。	条例（案）のとおりとします。 考え、教えるのは大人であるとして、逐条解説に記載しており、今後の啓発の際周知させていただきます。
20	8	3	3		子どもに関することを取り決めるときは、子どもそれぞれの（略）は子どもに関することを取り決めるときは環境と福祉を配慮しつつ、子どもにそれぞれの個性や違いを（略） （意見）取り決めは、一方的であってはならず、一律で図れない様々な暮らしがあり、環境と福祉は外せない配慮が欠かせないと思う。	条例（案）のとおりとします。 最善の利益は、福祉という概念も含まれており、また子どもの置かれている環境が違うことから「子どもそれぞれの個性やちがいを認め」ることを規定しています。
21	9	3	4	(市の責務) 第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもにやさしいまちづくりのために必要な子ども施策を策定し、実施する責務を有します。	子どもが必要としている社会資源について、具体的な記述が欲しい。養護・救済・文化的芸術的・意見表明・最善の利益など、大切な子どもの権利に繋がるすべての社会資源であることが明記されるとわかりやすい。	条例（案）のとおりとします。 第9条第2項の「社会資源」とは、子どもが必要とする支援を行う際に動員される、人的・物的資源を広範囲に含む社会福祉的用語になります。よって、子どもの成長や発達に必要な芸術的・文化的な資源についてもその定義に含まれます。
22	9	3	5	2 市は、おとながそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、また、すべての子どもが安心して過ごし、子どもが必要としている社会資源とつながることができるよう、必要な支援を行います。	「子どもが必要としている社会資源」というところは、「芸術的、文化的、社会的資源」としてもらいたいです。子どもが必要としているのは社会資源はもちろん、芸術的、文化的資源も成長においては必要だと思います。	社会資源について条例に列記すると膨大な数となるため、具体的記述は困難と判断しました。
23	9	3	6		「市は、すべての子どもが心豊かに育つために、子どもが必要としている文化的資源・芸術的資源等と触れることができるよう、支援を行います。」の3項を追加してください。	
24	10	3	3	(保護者の責務) 第10条 保護者は、その養育する子どもにとってかけがえのない存在であり、子どもの養育及び発達において第一義的責任を有することを自覚し、子どもの権利を尊重した子育てに努めます。	「子育てに努めます」「環境の形成に努めます」を「子育てをします」「環境の形成をします」という言いきり形に変えてほしいです。「努めます」は個々が努力することを表しているだけで、子どものためにきちんと取り組み、結果を残すことが重要だと思います。	条例（案）のとおりとします。 子ども基本法及び児童福祉法の表記に沿って、努力義務としています。
25	10	3	5	2 保護者は、地域社会が子どもの豊かな人間性と社会性を養う場になり得ることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことを通じて、健やかに成長できるよう、良好な環境の形成に努めます。	家庭学習・塾や習い事・部活動などで睡眠不足になるほど忙しくなっているという調査結果もあるほど、現代の子どもたちは、自由な時間がなかなかもてず、子どもらしく子ども時代を過ごせていない心配がある。子どもが安心して休み、自由にすごすことができる時間と環境を持つことができる、と明記されている第6条は、子どもにとって欠かせない大切な内容だと思う。	条例（案）のとおりとします。
26	10	3	4		保護者は地域社会が子どもの豊かな人間性と社会性を周囲の人々の関係の中で形成していくことを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことを通じて（略） （意見）養う場になりえることは理想であるように感じられ、具体的に表現したほうが納得できわかりやすいと思う。	条例（案）のとおりとします。 良好な環境の形成のために必要な認識を表現しており、良好な環境は、人的、物的、精神的多種にわたることから、具体的表現はせず、現在の表現とします。

糸島市こどもの権利条例（案）に対する意見公募（パブリックコメント）とその対応について

番号	前文・条	ページ	行	条文	意見等	意見に対する考え方
27	11	3	2	(行政区等の役割) 第11条 行政区等は、子どもをかけがえのない地域社会の一員と認め、温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めます。 2 行政区等は、地域社会のつながりをいかしながら、子どもの育成のために相互に協力し、子どもにやさしいまちづくりのための活動とその他のための人材育成の推進に努めます。	こどもの権利についての理解が深まり、守られるためには、こどもの居ない家庭も含め、地域の方々による協力が不可欠である。第11条において、(行政区の役割)が記されたことは、糸島市のこどもの権利の推進にとって大きな前進に繋がると思われる。 「努めます」の記述が「します。」「行います。」或いは「推進します。」と明記されてほしい。	条例(案)のとおりとします。 こども基本法の表記に沿って、努力義務としています。
28	11	3	2		「過ごすことができるよう努めます」「人材育成の推進に努めます」を「過ごすことができるようにします」「人材育成を推進します」という言いきり形に変えてほしいです。「努めます」は個々が努力することを表しているだけで、こどものためにきちんと取り組み、結果を残すことが重要だと思います。	
29	11	3	2		日常生活の中での行政区の役割は大切です。最近、私の住む地域は他地域から転入してくる若い方が多く、こどもの数も増えています。行政区の総会で「町内会に入らない家庭のこどもはこども会の対象にならないので、様々な行事に参加するのはいかがなものか？」と意見が出ていました。当たり前のことですが、行政区に住むこどもであれば、町内会の加入に関係なく、「生きる権利・育つ権利」をもっています。学校や地域で一緒に過ごすこども同士が、地域で行う何かの行事で練引きするようなことはあってはならないことです。そのため、単に「こども」でなく、「行政区に住む全てのこども」と強調してほしいと思いました。	条例(案)のとおりとします。 この条文は、行政区やその他の地域コミュニティの役割を規定しています。このことから、第2条で定義した「こども」を採用しています。
30	12	3	2	(事業所等の役割) 第12条 事業所等は、子どもにやさしいまちづくりのために、子育てへの理解を深め、子どもと子育てにかかわる人を応援するよう努めます。	「応援するよう努めます」を「応援します」という言いきり形に変えてほしいです。「努めます」は個々が努力することを表しているだけで、こどものためにきちんと取り組み、結果を残すことが重要だと思います。	条例(案)のとおりとします。 こども基本法の表記に沿って、努力義務としています。
31	13	3	1	(育ち学ぶ施設の役割) 第13条 育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな成長にとって重要な役割を担っていることから、子どもが安心して過ごせる場と、子どもがこどもの権利を理解し、自分と他者の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会の創出に努めます。 2 育ち学ぶ施設は、その運営にこどもの意見を取り入れ、かつ参加できる仕組みづくりに努めます。 3 育ち学ぶ施設は、子どもが安心して過ごせる場と学ぶ機会の保障のために、他の育ち学ぶ施設と相互に連携します。	・育ち学ぶ施設の役割について 那珂川市の条例のように、「育ち学ぶ施設の管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、子どもの権利を保障し、子どもが主体的に考える力を身に付けられるように努めなければなりません。」と、職員の役割を入れてはどうか。原文では「施設は」とあるが、施設を運営しているのは職員であるため。	条例(案)のとおりとします。 育ち学ぶ施設は、座標で示す場所としてではなく、子どもを育て学ばせる「機能」を持つ施設として定義しています。よってその管理者及び職員についても、施設の役割を果たすよう努める必要があり、同時に子どもに関わる「おとな」としての役割を果たす必要があります。
32	13	4	3		「主体的に学ぶ機会の創出に努めます」「参加できる仕組みづくりに努めます」を「主体的に学ぶ機会を創出します」「参加できる仕組みづくりをします」という言いきり形に変えてほしいです。「努めます」は個々が努力することを表しているだけで、こどものためにきちんと取り組み、結果を残すことが重要だと思います。	条例(案)のとおりとします。 こども基本法の表記に沿って、努力義務としています。
33	13	4	6		「他の育ち学ぶ施設と相互に連携します」というところは、「他のすべてのおとなと相互に連携します」としてほしいです。育ち学ぶ施設同士の連携も必要ですが、保護者や他の事業者等とも協力が必要な場面が多いかと思えます。	条例(案)のとおりとします。 安心して過ごせる場と学ぶ機会の保障のため他の育ち学ぶ施設との連携を規程しています。 健康・福祉・医療の観点ではご意見のとおり様々な社会資源と連携することになり、それを妨げるものではありません。
34	13	4	6		育ち学ぶ施設は・・・ほかの育ち学ぶ施設と相互に連携します、とあるが、子どもが育ち学ぶためには施設同士の連携のみならず、地域・保護者・行政を含め、すべての大人との連携が不可欠と考えます。「すべての大人との」という記述を追加してほしい。	
35	14	4	1	(施策の推進) 第14条 市は、こどもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの実現に向けたこども施策を推進する計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。	「施策の検証」について、新たな章が必要ではないか。毎年度、市が検証し、「糸島市こども施策推進協議会」に諮問するとしたほうがよい。	条例(案)のとおりとします。 推進計画の進捗管理や検証は、市内部の評価に加え、糸島市こども施策推進協議会にて審議することとしております。
36	14	4	3	2 市は、推進計画を策定し、又は見直すときは、糸島市こども施策推進協議会の意見を聴くとともに、子どもやおとなの意見を聴き、反映させるための措置を講じるものとします。	「糸島市こども施策推進協議会」については、その根拠条文を載せるべきである。	条例(案)のとおりとします。 協議会の設置根拠については、糸島市こども施策推進協議会規則を別に規定しております。
37	14	4	5	3 市は、推進計画を策定し、又は見直したときは、これを公表します。	条例についての推進計画の見直しについて、見直し期間を具体的に示してほしい。3年間、5年間、などと期間を設定し、社会状況や子どもの実態に合わせ、計画的に推進して欲しい。	条例(案)のとおりとします。 推進計画の計画期間や見直しは、計画審議の中で検討する事項となります。

糸島市こどもの権利条例（案）に対する意見公募（パブリックコメント）とその対応について

番号	前文・条	ページ	行	条文	意見等	意見に対する考え方
38	15	4	1	(こどもの権利の啓発) 第15条 市は、子どもやおとな、行政区等、事業所等、育ち学ぶ施設などと協働し、こどもの権利の啓発に努めます。 2 市は、子どもやおとな、行政区等、事業所等、育ち学ぶ施設などが行うこどもの権利についての学習、研修、広報等の取組に対し、必要な支援に努めます。	本条例・あるいは市のこども施策について、「いつでも意見表明できる仕組み」をつくり、それをふまえて、条例をよりよいものに育てていくため、毎年（せめて3年に1度）見直しできるとよいと思います。こどもは毎年生まれて大きくなります。より多くの市民が主体的継続的に本条例をつくっていくことでこそ、1条の目的が達成させるのではないのでしょうか。	条例（案）のとおりとします。 法改正等により必要が生じた場合、見直しを行います。こども施策については、推進計画で進めてまいります。この計画期間や見直しは、今後糸島市こども施策推進協議会で進捗管理を行い、検討することになります。
39	15	4	2		第15条において、「・・・こどもの権利の啓発に努めます。」「・・・必要な支援に努めます。」を「…啓発します。」「支援します。」と、市の姿勢をしっかりと明記してほしい。又、第3章の他の部分、特に（学び育つ施設）についての記述でも、「努めます」の表記を「します」「行います」或いは「推進します」と明記してほしい。	第1項を「啓発を行います。」、第2項を「必要な支援を行います。」と修正します。
40	15	4	2		啓発に努めます。支援に努めます。こども条例ができた暁に、「啓発に努めます。」「支援に努めます。」でよいのでしょうか。何のための条例なのか、糸島に住むこどもはもちろん市民みんなの条例であるため、まずは条例を知ることが第一です。また、知るために必要な支援は必ず必要です。「啓発を行います」「支援を行います」と変更されることを望みます。	
41	10. 11. 12. 15	3	2		語尾が「努めます」になっている。第10条「良好な環境の形成を行います」、第11条「推進します」、第12条「応援します」、第15条「こどもの権利の啓発を行います」「必要な支援を行います」としてほしい。	
42	15	4	2		「こどもの権利の啓発に努めます」「必要な支援に努めます」を「こどもの権利を啓発します」「必要な支援を行います」という言いきり形に変えてほしいです。「努めます」は個々が努力することを表しているだけで、こどものためにきちんと取り組み、結果を残すことが重要だと思います。	
43	16	4	2	(相談及び救済) 第16条 市は、子どもやその関係者がこどもの権利の侵害について相談することができる場と機会を設け、相談内容やこどもが置かれている状況を踏まえて、適切な社会資源へつなぐなどの支援を行います。 2 市は、こどもの権利が侵害されているときは、関係機関等と連携し、こどもの権利の救済及び回復を図るため必要な支援を行います。	「子どもやその関係者がこどもの権利侵害について相談することができる場と機会を設け、・・・」のところに「子ども自身が相談しやすい場と機会」などという記述を追加してほしい。家族や学校関係者を含め、身近な人に知られたくない場合でも大丈夫だろうか、こんなちょっとしたことでもいいのだろうか、など、こどもにとって、相談機関を利用することはかなりハードルが高いことだと思われる。安心してこどもだけでも利用できるというニュアンスが欲しい。それに伴い、こども用リーフレット（【中学生・高校生用】など）においても、「悩んだり、困ったときに、こどもだけでも相談しやすい、相談に行きやすい窓口を開きます。」などと、親しみやすい案内にしてほしい。	条例（案）のとおりとします。 ご意見のとおり、こどもが相談しやすい場と機会づくりは重要と考えております。こども向けのリーフレットにより、権利の相談窓口等をこどもにわかりやすく周知するよう検討中です。
44	17	3	11	(こどもの権利救済委員会の設置) 第17条 市は、こどもの権利の救済を適切かつ迅速に図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市こどもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を置きます。 2 救済委員会は、次に掲げる職務を行います。 (1) 市に相談したにもかかわらずこどもの権利の救済及び回復が図られない子どもやその関係者の申立てを受け、必要な調査、調整を行います。 (2) こどもの権利の救済及び回復に関し、市長から諮問されたことについて、調査審議し、意見を述べます。 (3) こどもの権利の救済及び回復のために必要な支援を行うよう市長に勧告（以下「救済勧告」といいます。）をすることができます。 3 救済委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。	「こどもの権利救済委員会」について 「救済委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。」とあるが、市長に救済勧告できる権限を有する言わば市長から独立した第三者機関なので、その組織及び運営に関する基本的な事項は、規則ではなく、この条例で定めるべきである。	条例（案）のとおりとします。 こどもの権利救済委員会については、第17条第1項により、地方自治法の規定に基づく市の附属機関として設置する予定です。附属機関は、執行機関から直接の監督を受けず、委員の自由な審議に基づいて執行機関とは独立して意思決定する第三者機関です。規則を定めるにあたっては、ご意見のように独立性が損なわれないようにします。
45	17	4	2		子どもの権利が守られるためには、独立した第三者機関である子どもの権利救済委員会が置かれ、しっかりと役割を果たすことが必要だと思います。条例案に、救済委員会が置かれ、市長にも勧告を行うことができ、市長はそれに従わなければならないことが書かれており、うれしく思いました。	条例（案）のとおりとします。
46	17	5	11		救済委員の組織及び（略） （意見）母親がまだまだ育児の中心的役割が強い中、こどもの育ちに関心が高く、子育ての中での問題を見抜いている点も感じていると思われるので、女性の委員登用した公平、平等に男女同数の組織にする必要があると思う。	条例（案）のとおりとします。 糸島市審議会等委員への女性の登用促進に関する規程第4条に基づき、委員の選任に当たっては、女性の登用促進に積極的に取り組むことといたします。
47	19	5	1	第19条 救済委員会は、救済勧告とその対応状況について公表することができます。 2 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護など人権に必要な配慮をしなければなりません。	救済委員会が行う公表の在り方については配慮が必要。個人が特定されないようにする必要がある。	条例（案）のとおりとします。 第2項に規定しているとおり、公表に際しては、個人情報保護に配慮して行います。